平成２３年（フ）第６０２６号
東京都板橋区宮本町２－９－302
債務者　太田　秀栄
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０２７号
東京都江戸川区鹿骨１丁目59－12－208
債務者　大田原美智子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０３０号
東京都葛飾区奥戸４丁目16－21－401
債務者　中村三知代
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０３２号
東京都立川市砂川町４丁目31－18
債務者　山下しのぶ
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０３７号
東京都新宿区戸山２丁目35－519
債務者　中嶋テレサこと　ナカジマ　マリア　テレサ　フロージョ
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０４１号
東京都葛飾区西新小岩３丁目10－１－203
債務者　數野　行彦
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０４２号
東京都葛飾区西新小岩３丁目10－１－203
債務者　柿森　敏幸
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０４６号
東京都練馬区東大泉５丁目28－４－105
債務者　金子　伸之
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０５０号
東京都板橋区坂下２丁目32－９－201
債務者　糸賀　康友
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０５２号
埼玉県和光市新倉２丁目19－３－102
債務者　中野めぐみ
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０５３号
東京都荒川区町屋３丁目22－１－403
債務者　白石　　徹
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０５５号
東京都世田谷区羽根木２丁目２－５－102
債務者　水落　拓也（旧姓関谷）
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０５７号
東京都府中市晴見町３丁目11－19－206
債務者　濱野　修圭
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０６６号
東京都豊島区池袋本町３丁目１－３－303
債務者　齊藤　民依
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０７２号
東京都福生市武蔵野台２丁目３－20－203
債務者　塩澤　光子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１４５号
東京都中央区佃２丁目５－10－101
債務者　蒲生　　浩
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部